

記の場所に入札前日までに必着するよう郵送してください。

郵送先 (郵便番号 862 - 8610)

熊本市水前寺6丁目18番1号

熊本県警察本部生活安全企画課ハイテク犯罪対策室

5 入札保証金に関する事項

(1) 入札の日時までに、落札金額の100分の5以上の金額を納付しなければなりません。入札保証金の納付は、国債等熊本県会計規則第77条第2項に掲げる担保の提供をもって代えることができます。

(2) ただし、次のア又はイのいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除されます。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。(この場合、保険期間を、入札日より1週間程度とってください。)

イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含みます。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したとき。(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合に限ります。)

(3) 落札者が9の(2)で指定された期限以内に、契約書の案を提出しないときは、入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、熊本県に帰属します。

(4) 入札保証金の還付

ア 落札者に係る入札保証金は、落札者が契約を締結した後速やかに還付するものとします。ただし、落札者から申出があったときは、契約保証金に充当することができます。

イ 落札者以外の者に係る入札保証金は、入札終了後速やかに還付するものとします。

6 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他入札説明書に記載する入札の無効に該当する入札は、無効とします。

7 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とします。

8 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

9 その他

(1) 最低制限価格

設定しません。

(2) 契約書案の提出

落札者は、落札決定の日から7日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければなりません。

正 誤

平成15年12月12日熊本県告示第1181号(屋外広告物及びこれを掲出する物件に係る禁止地域・許可地域等の指定)中に誤りがあったので次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
2	下から1行目	掲出	掲出
3	9行目	現道との交点	県道との交点

